

■第3回 Bangladesh 法整備支援研修を実施しました。

令和元年11月24日（日）から同年12月7日（土）までの間、JICA東京、法務省赤レンガ棟等において、第3回 Bangladesh 法整備支援研修を実施しました。

現在 Bangladesh では、裁判所が抱える膨大な未済事件により裁判が機能的に実施されていないということが大きな問題となっており、その解消の一手段として ADR（Alternative Dispute Resolution）の活用が重視されています。

これまでの Bangladesh への法整備支援では ADR の中でも調停に注目し、調停人の技術向上を目的とした日本国内での研修及び Bangladesh 現地でのセミナーを実施してきました。

今回は、調停に加え事件管理もテーマに取り込み、より進んだ調停技術の会得及び効率的な裁判運営についての学習を目的として、Bangladesh 国内の裁判所、全国法律扶助機構等から合計15名を日本に招き研修を実施しました。



【研修参加者と一緒赤レンガ棟を背景に記念撮影】

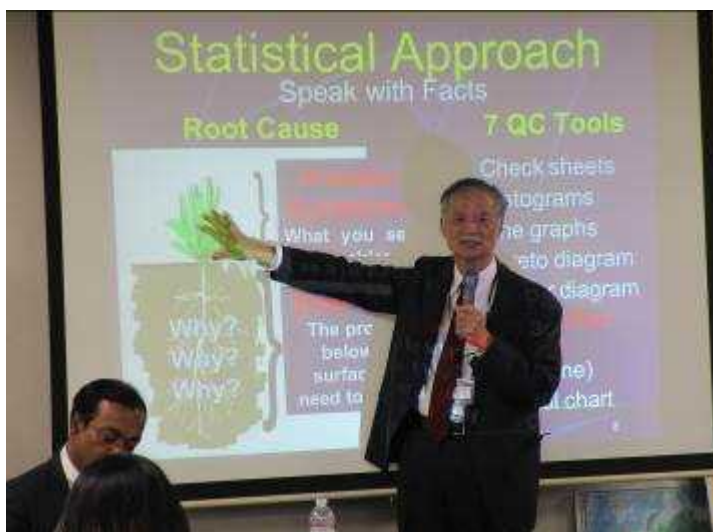
研修では、日本の調停制度についての講義、調停人に求められる資質や当事者との対話技術などに関する講義、模擬調停事例の検討、Bangladesh の Legal Aid Office の業務について研修参加者の発表、ジェンダーに関する講義、オフィスマネジメントの観点から Total Quality Management に関する講義などの実施、横浜家庭裁判所及び東京地方裁判所へ訪問し、調停人の育成等に関する講義、事件管理や訴訟記録の管理についての講義を実施したほか、法テラス東京を訪問し、法テラスの概況等について講義を実施しました。



【稲葉一人先生（中京大学法務総合教育研究機構教授）による講義風景】



【道あゆみ事務局長（法テラス東京訪問）による講義】



【立木デニス先生（法政大学経営学部教授）による講義】



【模擬調停において事例検討する研修参加者と池田恵子先生（静岡大学教育学部教授）】

参加者からは、「講義を通じてさらなる調停技術を得ることができた。」「裁判所を訪問することによって日本の訴訟管理システムを把握することができた。」「講義，訪問を通して実践的な知識や技術を得ることができ， Bangladeshにとって実り多いものになった。」「研修で得た知識や技術は Bangladeshでの業務にも応用できると思った。」などといった感想が聞かれました。

本研修に多大なる御協力をいただいた講師の方々，訪問先機関の方々を始め関係者の皆様に，心より感謝申し上げます。